

保有個人情報開示請求書

2023年12月18日

氏名 松竹 伸幸

住所

電話番号：() -

日本共産党（以下「党」という。）中央委員会ホームページのプライバシーポリシーの規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（本件対象保有個人情報）

- (1) 2023年1月23日に開催された党中央委員会常任幹部会の議事録の全て（以下「1月23日常幹メモ」という。）
- (2) 2023年12月4日に開催された党中央委員会常任幹部会の議事録の全て（以下「12月4日常幹メモ」という。）

2 求める開示の実施方法等

写しの送付を希望します。

3 本人確認等

開示請求者本人の健康保険証被保険者証及び住民票の写し

4 本件対象保有個人情報の開示を求める理由

(1) 本件開示請求の趣旨

私の個人情報に該当すると思慮される情報が、私の同意を得ずにしばしば公にされている（すなわち、第三者に提供されている）ことを受け、私の個人情報に関して、党中央委員会ホームページのプライバシーポリシーの規定に基づいた取扱いがなされていない疑いが生じたため、本件対象保有個人情報の開示を求める。

(2) 本件開示請求の理由

第1 前提となる事実

- 1 インターネット上で公にされている1月23日常幹メモとされる文書には、以下の内容が記載されている。

(引用開始)

(四) 松竹伸幸氏の一連の言動について

元本部職員で「現役日本共産党員」を名乗る松竹伸幸氏が、最近出版した本の中で「党首公選制」などを主張していることの問題点について、二十一日付「しんぶん赤旗」に掲載された藤田健赤旗編集局次長の論説「規約と綱領からの逸脱は明らか——松竹伸幸氏の一連の言動について」が解明した。常幹としてその内容が的確であることを確認した。

(引用終わり)

- 2 インターネット上で公にされている12月4日常幹メモとされる文書には、以下の内容が記載されている。

(引用開始)

(三) 党大会かく乱策動を許さないとりくみについて

十一月三十日付の土方明果組織局長論文「除名処分された人物による党大会かく乱策動について」を「赤旗」に掲載したことについて報告をうけ、この内容が的確であることを常任幹部会として確認した。党として、党大会かく乱策動を許さないという断固たる決意、立場で奮闘していく。

この問題の本質は、土方論文が指摘した通り、一般的な党攻撃ということにとどまらず、除名された人物が、「党内に自らの同調者をつのることを公然と宣言」し、「自らに同調する党员に対し、本心を隠して党大会代議員になるよう『指南』している」ことにある。

パンフレット「党首選出と安保政策をめぐる攻撃にこたえる——憲法の『結社の自由』をふまえて」を、全党がよく読み身につけ活用することを重視する。除名処分された人物は除名が不当と言っているが、除名理由はパンフレットに明記されており、パンフレットの内容をつかめば攻撃はすべて打ち返せる。

大会決議案の討論の状況をみても、わが党の圧倒的部分は綱領と規約、党の政治・組織路線への確信をもっている。党大会かく乱策動は、過小評価はすべきでないが、過大に見るべきではなく、堂々と打ち破っていく。

この問題で松竹氏の策動に同調したり、疑問をもっているが、きちんと話せばわかる党员には、丁寧に批判し、理をつくして党への結集を促す。同時に、ごく一部には、政治的・思想的に党员としての資格・実質を喪失しているものもいる。除名された人物と連絡をとって大会代議員になることを相談するような動きもある。これらに対しては規約にもとづいて適切な対処を組織的に行う必要がある。

(引用終わり)

3 保有個人情報該当性に関する総務省情報公開・個人情報保護審査会の答申

総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報公開審査会」という。）は、2008年1月27日付け平成20年度（行個）答申第156号「本人に係る災害事故につき特定労働基準監督署が作成した災害調査復命書の一部開示決定に関する件」¹（以下「先例答申」という。）の第5の「2 保有個人情報該当性」（3）において、保有個人情報該当性について、以下の判断を示している。

(引用開始)

当該文書の記載内容を確認したところ、いずれの文書にも、審査請求人の氏名等の記載は（略）認められない。しかしながら、当該文書の作成目的等を考慮すると、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、（略）審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。したがって、当該文書に記載された情報は、文書ごとにそれぞれ全体として、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

(引用終わり)

4 党中央委員会ホームページのプライバシーポリシー²には、以下の記載がなされている。

(引用開始)

1. 日本共産党中央委員会ホームページや日本共産党中央委員会メール・SNSなどで提供された氏名などの個人を識別できる情報については、プライバシー保護のため、厳重な管

¹ <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/jyouhou/tousin/h20-k04/k156.pdf>

² https://www.jcp.or.jp/web_info/onegai.html

理のもとに保管し、2に掲げる目的及び提供状況から判断される目的の範囲内で利用します。法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

2. 日本共産党の政治活動、政策立案に反映させるために、必要に応じて党所属議員、党本部関係部局や関係党機関と共有させていただくことがあります。また、アンケートなどのデータの作成、日本共産党中央委員会ホームページなどのサービス改善及び党からの各種のお知らせの発信にも利用させていただきます。
3. 個人情報の取り扱いを外部に委託する際は、委託する個人情報を最小限にとどめ、委託先においても安全管理、秘密保持、再委託禁止などの適切な管理を徹底させます。
4. 個人情報保護に関する国内法令・規則を遵守します。
5. 個人情報の取り扱いについては、管理責任者を置き、管理に従事する者への教育・監督をおこない、保護管理の徹底と意識の向上をはかります。
6. プライバシーポリシーの見直しを定期的におこない改善に努めます。
7. 個人情報の取り扱いについての問い合わせは、下記のところに連絡をください。
8. 本ポリシーは、2018年6月28日から実施します。

(引用終わり)

第2 本件対象保有個人情報に該当する1月23日常幹メモ及び12月4日常幹メモの開示を求める理由

仮に、1月23日常幹メモ及び12月4日常幹メモにおいて、上記第1の1の引用部分及び上記第1の2の引用部分に記載した内容が記載されているのであれば、上記第1の3に記載した先例答申で示されている情報公開審査会の判断により、私の個人情報に該当すると思慮される情報（すなわち、当該資料の作成目的等を考慮すると、当該資料に記載された情報は、他の情報と照合することにより、私（松竹伸幸）と識別することができることとなる情報に該当する。）が、私の同意を得ずにしばしば公にされている（すなわち、第三者に提供されている）ということになる。

私の個人情報に関して、上記第1の4に記載した党中央委員会ホームページのプライバシーポリシーの規定に基づいた取扱いがなされていない疑いが生じており、まずは私の個人情報に関する取扱いに係る事実を確定させる必要があることから、本件対象保有個人情報を開示するよう求める。

なお、先例答申が「当該文書に記載された情報は、文書ごとにそれぞれ全体として、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。」との判断を示していることを踏まえ、1月23日常幹メモの全て及び12月4日常幹メモの全てを本件対象保有個人情報として開示を求めていることを申し添える。

5 最後に

本件開示請求と直接の関係はないが、党中央委員会書記局は、除名処分に対する党規約第55条の規定に基づく再審査の求めに関して、本年5月15日付け「保有個人情報開示請求について」において、「除名に関しての再審査については、被除名者がいかなる書式で提出しようと再審査の対象になる」と回答している。

私は、11月1日付けで除名処分の再審査請求書を提出するとともに、同日付けで党中央委員会書記局宛に送付した「除名処分の再審査請求にあたって」において、党中央委員会に対して、党規約

第54条（「除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなうてはならない」）に基づき、再審査の手續に関して、「大会幹部団が提案したあと、少なくとも当事者である私に意見表明の機会を与える」ことなどを求めている。

私は、来年1月15日から18日に開催される党大会のどこかの日程で再審査が実施されると考えており、私の意見表明のために大会幹部団から呼び出しがあった場合には、直ちに大会会場に駆けつけることができるよう、会場近隣で待機する予定である。ついては、何日に再審査が行われるのかについてだけでも、ご教示をいただきたい。

以上